



総務文教常任委員会

当常任委員会に本会議より付託された案件は、条例1件、生保内財産区、田沢財産区の各特別会計補正予算、請願1件の計4件である。また、予算常任委員会より、一般会計補正予算（第4号）の内、総務文教分科会に係るものが分担された。

議案第93号 仙北市田沢財産区特別会計補正予算（第1号）

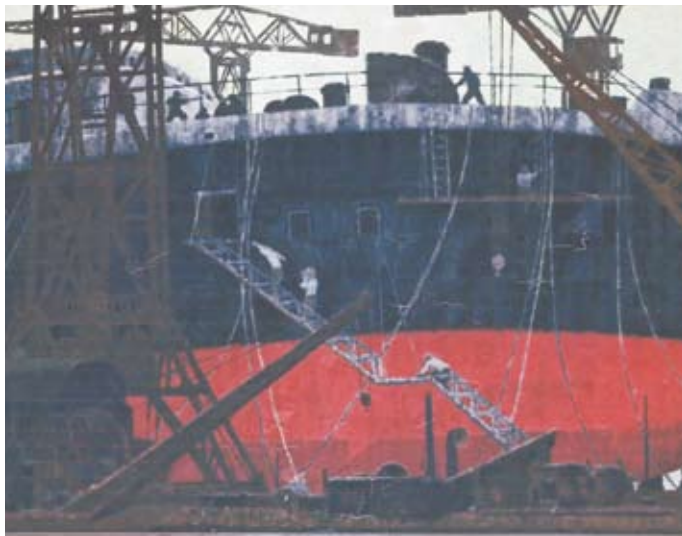
一般会計への繰出金57万5千円について、次のような質疑があった。

問 田沢湖活性化センター（旧田沢中学校）にある伊藤昇画伯の油絵を修復し、田沢交流センターに再設置するための費用として、一般会計の財産管理費に繰り出すものであるが、もっと早くにしかるべき所に保存しておけば、これほど傷まなかったのではないか。他の廃校になった施設に残されている絵画等はないか。

答 廃校になった施設は、それぞれ所管の所で管理しており、基本的にはその施設に保

管あるいは、しかるべき所に移して保管しているものと認識している。現在のところ、他に修復が必要な絵画等の展示や保管はしていない。

問 田沢出身の伊藤画伯は、平福百穂の弟子として絵の指導を受け、日展入選や鎌倉美術展などで活躍された方であり、田沢だけでなく、平福記念美術館への展示や市民の皆様にも広く公開するような構想はないか。



修復される伊藤昇画伯の絵画（大船造船所）

答 絵画については、田沢中学校が閉校して10年、伊藤画伯が没後20年と節目の年でもある事から、油絵を修復し市民に公開したい。NPO田沢村でも何か事業を計画できないかと考えており、広く皆様に公開したいと考えている。

採決の結果

条例1件、生保内・田沢各財産区特別会計補正予算の2件については全会一致で原案を可とすべきものと決定した。

請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育

費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2014年度政府予算に係る意見書採択に関する請願書については、請願の趣旨に賛同し、全会一致で採択するべきものと決定した。

議案第90号 仙北市一般会計補正予算（第4号）

諸費・過誤納税等還付金について質疑が集中した。

問 一連の税の不正処理問題と今回の件は関連性はあるのか。

答 今回の件は個別事案であり、一連の税の不正処理問題とは全く関係のない事案であると認識している。

問 評価額の入力ミスの誤りの判明は、調査の時点で10年間だったというのは分かっていたのか。また、3年毎に評価の見直しを行った際に、なぜその誤りに気が付かなかったのか。

答 建築年は分かっており、どの段階での誤りであったかという所までは分かっている。

また、3年毎の評価の見直し作業を行っている段階で

は、その誤りに気付かなかったという所である。

問 この件以外の非木造家屋に対する調査はどうなっているのか。

答 固定資産税に実務経験のある方達と一緒に、類似の誤りがないか、数値の取り違いの部分に着目し調査している。

問 還付加算金は一般財源を充当し、それで終りか。また当時の上司も含め責任はどうなるのか。

答 今回の事案は個別の事案であり、個々に責任を負う性質のものではない。数値の取り扱いに誤りがあった行為であると判断している。処分等については、調査の最終報告後となる。

問 仙北市固定資産税過誤納金取扱要綱に対する納税者側と当局側との解釈のズレが生じたケースであると認識する。このズレを解消すべく、地方税法に沿った形で要綱を見直すべきではないか。

答 今回問題になった部分も含め内容を精査し、要綱の改正をする必要があると判断している。

（田口寿宜記）



市民福祉常任委員会

本会議より付託された案件は、議案4件。予算常任委員会から付託された議案は1件である。

議案第85号 仙北市新型インフルエ ンザ等対策本部条例制 定について

議案第86号 仙北市空き家等の適正 管理に関する条例制定 について

問 緊急措置の場合でも、所有者等の合意を得る必要があることになっているが、危険



適正管理が求められる空き家対策

な状態で緊急を要するとき、所有者がわからなくて合意を得ることが困難な時はどうするののか。

答 この条例は、所有者が明確な場合の規定である。所有者がわからない場合は、仙北市空き家等審議会や関係機関と協議しながら最善の方法で対応したいが、この条例に合致しない場合は、災害対策基本法の中の応急措置で対応したい。
全会一致で可決した。

議案第87号 仙北市国民健康保険税 条例の一部を改正する 条例制定について

問 資産割を段階的に引き下げることに伴い、その分所得割にシフトし被保険者の負担を緩和するため、平等割と均等割りの大幅な見直しの基準は。

答 応能（所得割・資産割）、応益（均等割・平等割）のバランスを50対50に振り分けることが基本である。今回は資産割を3分の1縮小し、その

分を所得割にシフトしたうえで応能、応益の均衡を考慮した。
課税額が前年度とほぼ同額になるよう、応益負担である均等割・平等割の引き下げを行い、被保険者の税負担の緩和に努めた。

問 割合はどうなるか。

答 3方式になった場合の負担所得割が50%、均等割35%、平等割15%になる予定である。

反対討論

国保税は高いというのが被保険者の声である。所得割が0・6%にとどまったもののもう少し負担緩和してほしい。

賛成討論

医療費のかなり増しは国保財政を圧迫するので、予防事業に積極的に取り組んでほしいと意見を付す。
賛成多数で可決した。

議案90号 仙北市一般会計補正予 算（第4号）

交通防犯対策費

○LED街灯ESCO（エスコ）事業及びLED照明事業費 1446万9千円

進捗状況は。

答 調査計画業務は、7月から8月を予定。街灯の工事や維持管理業務の委託は、11月から3月の予定。

問 ESCO事業者は誰か。

答 市内の業者を考えている。地元雇用や経済効果も考慮し進めたい。

問 街灯がLED化されることを知らない人がいる。周知の徹底をする必要があると思うが。

答 町内会を対象に説明会を開催する。

○消費生活相談事業費

116万円

問 内容について知りたい。

答 振り込め詐欺や多重債務等の相談を強化するものであり、県や法律事務所とも連携しながら対応する。

○塵芥処理費255万2千円

問 内容は

答 角館最終処分場のバックホーが壊れたので借用する。

期間は7月から3月まで
借り上げ額は月27万円。

衛生施設災害復旧費

○廃棄物処理施設災害復旧事業費 466万7千円

問 田沢湖最終処分場のシートの被害状況は

答 最上部の遮光シートが805㎡剥離しその下の保護マットも同時に破壊した。すべて張り替えたい。

生活保護総務費

○生活保護事務費166万円

問 生活保護基準が変わることによる影響は。

答 個人住民税の非課税限度額について影響があると予測される。改正の詳細は国から示されていない。

児童措置費

○母子生活支援施設等入所措置負担金 358万7千円

問 具体的な内容は。

答 母親と子ども二人が対象、措置費の保護単価に基づき11カ分（5月1日～3月31日）9月分までは単価が30万8651円、10月からは暖房費が加算され32万9781円、ほかに諸費がある。

（平岡裕子記）



産業建設常任委員会

本会議より付託された議案は3件、請願1件、予算常任委員会より付託された議案は2件である。

議案第88号

仙北市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

全会一致で可と決定

議案第89号
仙北市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

問 角館上水道の給水人口の減少は、いつの段階の人口推計を見込んだ人口なのか。生保内水道の給水人口が減少している。一日最大給水量が3,640トンで変更無い事から生保内水道を神代まで延長する考えは無いのか。

答 給水人口については、過去10年間の実績と平成34年までを推計し、その中で一番数値の高い人数として7,600人としたものである。神代までの延長については、

国道沿いに歩道が無い所や山道、急勾配、土砂崩れが起きやすい所もあり非常に難しい状況であると考えている。検討する余地はあるが、他の上水道が遮断された場合を考えると、神代地区の地元の水が有効であると考えている。

全会一致で可と決定

議案第94号

平成25年度仙北市温泉事業会計補正予算(第1号)

問 雪の降り始めと雪消えの時期に温泉の温度が安定しないので、ポイラーを設置し、温度を上げる予算であるが、湯の量に変化は無いのか。温度はどういう状況で、なぜ、その時期温度が下がるのか原因を把握しているのか。

答 湯の量は最盛期より落ちている。温度は、源泉で今は73度で、分湯槽へ来るまで10度くらい下がりが、63度である。これ位ならいいが53度や52度まで下がる。原因は、雪の降り始めや雪消え時に乳頭から高原の間にお湯が冷やされ、利用者から苦情を受けた。

この事は前任者から引継ぎを受けており、雪に覆われると温度は安定してくる。下がった時に安定した温度を供給する為にポイラー2台を設置し、利用者に迷惑をかけないための補正予算である。

全会一致で可と決定

議案第83号

専決処分について 平成25年度仙北市一般会計補正予算(第3号)

〔歳出〕7款 観光費

問 桜まつりの経済効果が69億円上がったとの市長報告だが余り実感がない。どう分析をしたのか。

答 秋田経済研究所が波及効果について、入り込み客数に係数を掛けて算出したものであるので実数値に近いものと思われる。

議案第90号

平成25年度仙北市一般会計補正予算(第4号)

〔歳出〕

●6款 林業総務費

問 ①秋田スギバイオエネルギーセンターの検証委員のメンバーはどういう方か。

②今回は最終的な判断をする為としているが、市長の考え方を伺いたい。

③会計検査院の判断が10月に出るようだが、今、お金を掛けて検証を急がなくてもいいのではないか。

④検証委員会の結果によって、市長は、続けるのか続けないのかここで結論を出すのか。

答 ①3名ともバイオ関係を専門とする大学教授で、最先端の先生方である。

②この研修事業は前に進むのかやめるのか、右に行くのか左に行くのか、最終的な段階と捉えている。検証委員の先生方が内容を検証する部分が重要である。

③会計検査院は事業に対して補助金が適正に活用されているかどうかの实地検査が主なものであると認識している。今回はあくまでも技術的なことであり、第三者の検証である。

④この検証事業を最終判断



温泉事業カラ吹き源泉を現地視察

の材料にしようとする事に違いはない。6億円を掛けて、市民の血税でこのプラントを実現したが、設計図面にある性能を発電できる基本的な構造にあるかどうか、私の中で疑問である。大規模改修を行っても成果がないのは現実の話である。判断をするために検証に着手しなければ、市民の税金の使い方、適切な運用が出来ない原因になってしまうのではないかという思いである。

(熊谷一夫記)